

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

① 地域での就労支援施策強化について

新型コロナウイルス感染拡大により、大阪の経済情勢が急激に悪化している。長期にわたる緊急事態宣言や行動自粛が雇用環境へも深刻な影響をもたらしている。企業の業績悪化による突然の解雇や雇止めについて、ハローワーク等と連携し実態把握を行うこと。様々な企業との連携機能を充実させ、八尾市の無料職業紹介等を活用した就労支援をおこなうこと。また、有期・短時間・契約・派遣などで働く労働者、とりわけ真っ先に解雇された非正規雇用の女性の労働者や社会的弱者などの就労困難者への相談体制の充実など具体的な支援体制を構築すること。

(回答) 経済環境部 労働支援課

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化を早期に予測し、就職内定取消や非正規雇用者の雇い止め等に対応するため、市のイベント等が中止される中においても、八尾市無料職業紹介所による会社説明会・面接会の開催、また女性活躍推進員による子育て期間中の女性などが働きやすい求人の開拓、八尾市求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を活用した求人情報の提供のほか、ハローワークや大阪府と連携し、出張所での相談会を開催するなど、さまざまな就職機会の提供に取り組んでおります。

また、就労困難者への相談体制につきましては、市内5箇所の地域就労支援センターにおいて、就労支援員による本人の特性や能力に応じたきめ細かな就労支援を実施するとともに、必要に応じてパーソナルサポートセンターなどにつなぎ、一人ひとりに寄り添った支援を実施しております。

今後も、国や府、関係機関とも連携し、雇用情勢の実態把握に努めるとともに、新型コロナウイルスの影響により解雇を余儀なくされた非正規雇用の女性の労働者や社会的弱者などの就労困難者への相談体制の充実に向けて取り組んでまいります。

② 障がい者雇用施策の充実について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%にとどまっている。加えて、コロナ禍の影響による障がい者の解雇が増加や雇用環境の悪化が懸念される。法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあるなか、引き続き、障がい者雇用への理解と雇用機会の拡大や環境支援体制づくりを進めること。

(回答) 地域福祉部 障がい福祉課

平成28年4月に障害者雇用促進法の一部改正が行われ、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けたことから、事業者においても障がい者への理解が進んでおりますが、本市におきましても事業者に対するより一層の障がい者理解の啓発など障がい者雇

用に関する施策の重要性について認識しているところであります。

本市といたしましては、障がい者一人ひとりの特性や希望に応じた一般就労の場を確保していくため、さらなる障がい者雇用の促進に努めるとともに、障がい者に対する合理的な配慮による働きやすい就労環境が広がるように関係機関と連携して啓発活動に努めております。

今年度におきましても、「障がい者就職面接会」を行い、障がい者の就労支援と職場定着を図る啓発を実施しました。

今後も引き続き、就労に必要な知識や技術習得のための訓練、職場定着支援や再チャレンジを支える仕組みを活用し、関係機関の連携によって多面的かつ重層的に支える体制の確立に努めます。

(回答) 経済環境部 労働支援課

平成14年度より実施している地域就労支援事業においては、障がい者を就労困難者として位置づけ、相談者の特性や能力に応じたきめ細やかな就労支援を実施しておりますが、就労後も引き続き、働くうえでの悩みなど相談に対応することで、働き続けるための支援を行っております。

また、例年、柏原市等と連携し、「障がい者雇用を考える集い」と題しまして、障がい者雇用の実現のため、受け入れる職場の理解と長期的な職場定着支援を啓発するための啓発セミナーや講演会を開催しております。さらに、令和元年度では、一般就労をめざす障がい者を対象とした就職面接会を合わせて実施し、今年度においては、八尾市とハローワークで連携し、単独事業として就職面接会を行うなど、障がい者の就労機会の提供を図っております。

また、障がい者の法定雇用率の引き上げといった制度の改正などについては、市政だよりやホームページ、事業所向け啓発冊子である「労働情報やお」を活用し、様々な機会を通じて、企業・事業主への周知、啓発に努めております。

(2) 男女共同参画社会の推進について

① 安心して働き続けられる環境整備について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく安心して働き続けられる環境整備に向けて、きめ細やかに対応できる相談窓口や支援体制づくりを進めること。

(回答) 経済環境部 労働支援課

平成27年度より実施している女性の職業生活における活躍推進事業（令和2年度よりダイバーシティ経営推進事業に変更）においては、妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく女性が就労継続できるよう、また女性の再就職の支援のための取り組みを進めております。

また、ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが働きやすい働き方となるよう、大阪府や大阪労働局とも連携し、事業者が女性の職業生活における活躍推進法等についての趣旨が理解されるとともに、積極的な取り組みが促進されるよう各種認定制度等の活

用につきましても、市政だよりやホームページ、イベント等、様々な機会を通じ引き続き事業者への周知、啓発に努めてまいります。

(回答) 人権文化ふれあい部 人権政策課

八尾市男女共同参画センター「すみれ」においては、女性相談員による自立支援に向けた面談方式による相談事業を実施しております。主に人づきあいや性格、仕事や家族に関する事など女性が抱える様々な悩みに相談員が傾聴し、問題解決に必要な情報提供や心を整理するお手伝いをしています。また、女性を取り巻くさまざまな法律的諸問題にも女性弁護士が面接相談を実施しております。

②八尾はつらっプランについて

八尾はつらっプラン「第三次男女共同参画基本計画」に基づき、推進拠点である「すみれ」のさらなる機能充実と認知度の向上をはかるとともに、2025年度に向けた数値目標が達成できるよう積極的な施策を行うこと。また、テレワークなどのしくみを活用した新たな働き方改革の方向性を視野に入れながら、全ての人が働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進すること。加えて、子育て中及び介護を抱える労働者が働きやすい環境を整備するためにも、自治体管理職が率先して「イクボス」となり、職員の意識改革を促すことも必要と思われる。積極的なとりくみが民間にも広まるよう努めること。

(回答) 政策企画部 政策推進課 女性活躍推進室

八尾市男女共同参画センター「すみれ」にかかる情報発信を強化し、市民の皆様により身近に「すみれ」を感じて頂くとともに、「すみれ」を活用した女性の活動支援等の取り組みにより、市民の皆様に積極的に「すみれ」を活用していただくことで、認知度の向上をめざします。さらに、男女共同参画の拠点として相談機能の充実を図ります。

八尾市はつらっプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～の中間見直しにより、2025年度に向けた数値目標の達成に向けた取り組みを推進してまいります。とりわけ、すべての人が働きやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市がモデルとなり率先して取り組みを進めるべく、管理職に対し、自身の働き方の見直しにより職員の意識改革を促すよう、研修等を通じて働きかけてまいります。

(3) 治療と職業生活の両立について

がんなどの病気治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや会社と医療機関との連携事例を発信するなど、事業主に対する啓発活動や情報提供などにとりくむこと。また、多様な働き方の一環として「お仕事ナビ」での求人情報として盛り込めないか検討すること。

(回答) 経済環境部 労働支援課

様々な病気に対する治療法の進歩と、労働者の高齢化に伴い、治療を受けながら働く

従業員の増加が予想されます。事業主が適切な配慮を行うことは、労働者の健康確保という意義だけでなく継続的な人材確保や人材の定着の観点のほか、企業の社会的責任やワーク・ライフ・バランスの実現による生産性の向上など、経営上の課題と深く関わっているものと考えられます。

大阪府や大阪産業保健総合支援センターなど、他機関とも連携しながら、治療と職業生活の両立に向け啓発に努めてまいります。

(4) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談の周知について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働・同一賃金」が適用される。さらに、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により中小企業にも努力義務期間ののち2022年4月から具体的な防止措置が義務化される。企業への周知はさることながら、市民への周知徹底を強化すること。また、労働者のニーズに応じた迅速な相談につながるよう、関係機関窓口の周知をはかること。

(回答) 経済環境部 労働支援課

労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談の周知については、企業を含め、働く市民を対象とした啓発誌、「労働情報やお」を発行し、八尾市内企業への送付、出張所や市内施設への配架、ホームページ等での周知を行っており、労働に関する相談窓口の周知についても同様に周知を行っております。引き続き、様々なツールを活用し周知徹底を強化してまいります。

(5) 外国人支援について

外国人労働者が安心して働くために、受け入れ企業に労働法令等を遵守させるとともに、公正な雇用環境の確保ができるよう啓発をおこなうこと。また、外国人向けの相談体制の充実や多言語・やさしい日本語を活用した情報提供を積極的に行うこと。さらに、「地方創生推進交付金」を活用し、外国人の生活や日本語習得支援に取り組むこと。

(回答) 人権文化ふれあい部 文化国際課

本市では、国の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到達できるための情報提供や相談体制の充実に向けて、令和元年12月1日より相談窓口を従来の桂人権コミュニティセンター及び安中人権コミュニティセンターに八尾市生涯学習センター内を加え、3箇所に拡充いたしました。

(回答) 経済環境部 労働支援課

平成30年度及び令和元年度に、国や関係機関と連携し外国人雇用に関するセミナーを開催し、関係労働法令、支援制度及び課題等について周知・啓発を行ったところです。

今後も、公正な雇用環境が確保され、外国人労働者が安心して働くことができるよう、国や関係機関の協力を得ながら、外国人受け入れに必要な法的手続きや支援制度の周知、啓発等を行ってまいります。

(6) 人材の育成と確保について

八尾市の経済を支える製造分野での人手不足の解消は喫緊の課題であり、人材を確保していくためには技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）を発信・伝達することが入り口になる。大阪人材確保推進会議とも連携し、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

(回答) 経済環境部 産業政策課

人材の育成・確保につきましては、大阪府立東大阪高等職業技術専門校と協力し、ものづくり関連企業説明会を開催するなど、製造分野の人材育成・人材確保に努めております。

また、大阪人材確保推進会議につきましては、これまで当会議が計画するセミナー等の周知・広報に協力してきたところです。今後も大阪府や国を通じ関係関連機関との効果的な連携を図るとともに、「みせるばやお」の活動などをとおして、八尾の未来を担う子どもたちに、ものづくりや市内企業の魅力を積極的に発信してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) ものづくり・商業の振興について

地域の起業家や商業団体のつながり・連携をさらに進め、新たな分野や異業種間でのイノベーションにつながる取り組みが推進できるよう支援すること。その拠点である「みせるばやお」についても、その活動が持続可能なものになるよう支援を継続すること。

(回答) 経済環境部 産業政策課

本市といたしましても、「みせるばやお」を核として、起業を志す方をはじめ、起業家、中小企業、大企業、大学そして経済団体が集う機会の提供を積極的に行っているところです。また、ものづくり企業同志または、ものづくり企業をクリエイターやバイヤーなど多様な人材と引き合わせる取り組みなどを積極的に実施し、新たな出会いとコラボレーションを創出することによりイノベーション促進を進めているところです。今後におきましてもさらなる活動を支え、官民協働により持続可能な取り組みを実践してまいります。

(2) 中小企業・商店・飲食への支援策について

コロナ感染拡大のなかで、きびしい経営を強いられている事業者の実態把握に努めるとともに、国の交付金を活用した財政的支援の継続と相談窓口の機能強化を行うこと。

(回答) 経済環境部 産業政策課

本年度におきまして、地方創生臨時交付金を活用してコロナ禍で厳しい状況にある小規模事業者や製造業に財政的支援を実施するとともに、国の取り組みである「よろず支援拠点」を「みせるばやお」に設置し、相談支援体制の充実を図ったところです。今後も、国の動向を注視し、継続的に支援の充実を図ってまいります。

(3) 非常時における事業継続計画（BCP）について

自然災害や感染症などが起きた時に備えて、企業が事業運営方針や対応体制などをあらかじめとりまとめた計画を作成することが大切である。現在、長期化するとされる新型コロナウイルス感染症に対しても、自然災害とは異なる対策をもちこんだBCPの整備が急がれる。八尾市においても中小企業や介護施設などの事業継続履行のためのBCP普及と策定のきめ細かい支援を府と連携しながら行うこと。

(回答) 危機管理課

中小企業へのBCP普及の支援については、庁内で連携をとりながら、計画策定をす
るうえで有益な情報等を引き続き提供してまいります。

(回答) 経済環境部 産業政策課

BCPについては、大阪府との連携のもと、八尾商工会議所が窓口となり、実践的な事業継続計画（BCP）策定に向けての個別相談を行っております。また、市においても民間企業との包括連携協定に基づく取組みとして、中小企業のBCP策定が進むよう、セミナー開催なども行う予定をしております。今後も、八尾商工会議所等との連携や大阪府が策定したBCP策定支援企業事例集を活用し、市内事業者への周知に努めてまいります。

(4) 公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により住民福祉の増進に寄与することを目的にした公契約条例の制定に向け、研究会を発足させるなどして前に進めること。

(回答) 総務部 契約検査課

公契約条例につきましては、労働環境の変化や、他市の動向等を踏まえ、公契約のあり方について研究してまいりたいと考えております。

3. 福祉・医療施策

(1) 地域包括ケアの推進について

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう、急性期から回復期・慢性期・在宅医療まで良質で切れ目のない体制づくりのため、策定された「地域包括ケアシステム（在宅医療）構築のためのロードマップ」をもとに、地域包括ケアの推進に向け、十分な介護サービスの提供体制を大阪府と連携して整備すること。また、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できるしくみと、高齢者の増加・一人世帯の増加などの視点で整備を進めること。加えて、地域包括ケアに関する情報を積極的に市民周知すること。

(回答) 地域福祉部 高齢介護課

本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域のコーディネート機能を果たすものとして生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの提

供体制の整備に取り組むほか、在宅医療・介護における多職種連携のため、在宅医療・介護連携推進会議や多職種連携研修会を開催するなどの取組みを行っているところです。

また、地域の関係機関や団体と連携・協働を図るため、各中学校区ごとの高齢者あんしんセンターが中心となって、引き続き地域ケア会議などを通して、保健・福祉・医療及び地域の関係者への働きかけを行うなど、ネットワークの強化や情報発信に努めてまいります。

今後につきましても、これまで培われてきた住民主体の多様な活動を有機的に展開し、さまざまな担い手による多様なサービスを展開する観点から、地域全体で高齢者を支えるサービス提供の体制整備に努め、地域包括ケアシステムの体制強化とさらなる充実に取り組んでまいります。

(2)健康まちづくりの推進について

引き続き、特定健診がん検診の受診率向上と、早期発見のためにも若者世代から受診できるよう制度の改定を求める。八尾市の健康づくりを進めるために保健師の果たす役割は大きい。保健師の効果的な配置と活用について市の考え方を明確にすること。とりわけ、地域の健康相談や健康づくりのとりくみにどのように関わっていくのか示されたい。

(回答) 健康まちづくり部 健康推進課

本市におきましては、特定健診及びがん検診の受診率向上に向け、保健センター、並びに市内各地域、委託医療機関での特定健診とがん検診のセット検診を順次拡大するなど、受診しやすい環境整備に努めるとともに、大阪府や関係団体と連携し、あらゆる機会を通じて、普及啓発に取り組んでおります。また、特定健診及びがん検診につきましては、国の法律や指針等に基づき、年齢や健（検）診の受診頻度を設定し、科学的根拠に基づいた健（検）診を実施することにより、疾病の予防・早期発見に努めております。

今年度以降の地域保健活動の更なる充実・発展に向け、保健師活動体制の見直しを行いました。地域における健康づくり活動については、複数の保健師によるチーム制を進めているところです。これまで各出張所等に配置されていた保健師が中心となり、進めていた取り組みの成果等を専門職の間で共有し、日々の母子保健活動や各種健（検）診等成人保健事業に活かしてまいりたいと考えております。

また、10月より予約制にて再開いたしました「あなたのまちの健康相談」をはじめ、身近な場での保健事業を複数の保健師等がチーム制のもと実施し、より効果的な健康づくり支援について、地域のみなさまと常に相談しながら、出張所や人権コミュニティセンターの施設を拠点とした取り組みを進めてまいります。

(3)医療・保健所の人材確保と処遇改善、および感染予防対策について

医療の安全確保と公衆衛生を守る観点から、市立病院や保健所などの医療機関における労働環境の改善と人材確保をはかること。とりわけ、新型コロナウイルス感染症防止に向けた対策、たとえば治療や感染予防に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。また、医療関係者と連携したPCR検査体制の拡充をめざすこと。

(回答) 健康まちづくり部 保健企画課

八尾市保健所では、庁内応援に加えて保健師等の専門職を採用するとともに、人材派遣による専門職の人材確保に努めてまいりましたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症流行の波に備えて人員を早急に確保する必要があると考えており、体制の確保に努めてまいります。

また、マスクや防護服等の感染予防に欠かせない医療物資については、これまで、必要に応じて、保健所より医師会、市内医療機関へ配付してきたところです。

なお、市内病院や医師会等の関係機関と連携し、診療検査体制の拡充に向け、取り組んでいるところです。

(回答) 市立病院事務局 企画運営課

市立病院においては、勤務状況を随時把握して超過勤務の抑制と年次有給休暇の取得促進を図り、医療現場で働く職員の労務環境を改善するよう努めるとともに、不足する診療科の医師を含む医療スタッフの確保にも務めながら、医療の安全確保に対応しております。

市立病院における新型コロナウイルス感染症にかかる感染防止対策につきましては、感染症対策チーム（ICT）を中心に防御対策に積極的に取り組んでおり、マスク・防護服等の必要物資の調達に最大限努めております。また、院内での検査体制を拡充し、保健所や地域の医療機関からの検査依頼に対応しております。

(4) 介護サービス・高齢者のサポートについて

今後も多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護士をめざす人材に対する資格取得支援、介護職員の資質向上のための初任者研修の回数を増やすなど、拡充に向けた検討を行うこと。介護士に対する利用者からのセクハラなど悩みを相談できるしくみづくりを検討すること。また、高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）が、介護しながら働き続ける家族をサポートすることや、認知症・社会的に孤立した高齢者などの相談に対応する機能や役割をもつことを地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報のとりくみを強化すること。

(回答) 地域福祉部 高齢介護課

地域における高齢者の身近な総合相談窓口である高齢者あんしんセンターについては、各中学校区に1か所配置し、高齢者の介護に関することや認知症などについての相談機能の強化を図っているところです。今後におきましても、支援を必要としている高齢者や家族への相談窓口として、さまざまな機会を通じて周知・広報に努めてまいります。

(回答) 経済環境部 労働支援課

介護士をめざす人材に対する資格取得支援については、現在、年1回、介護職員初任者研修を本市負担にて実施し、研修終了後の就職サポートを行っておりますほか、介護職を希望する求職者への支援として、大阪府やハローワークによる研修や助成制度についての情報提供を行っております。介護人材の確保については、今後も多様化する福祉・

介護ニーズに対応すべく重要な課題であるとの認識のもと、支援内容の拡充につきましても、今後検討してまいります。

(5) 受動喫煙による健康被害防止について

2018年7月に成立した改正健康増進法が、2020年4月から全面施行されている。望まない受動喫煙を防止するためのとりくみはマナーからルールへと変わり、市や事業主や施設の管理責任者への責務が記されている。本市の総合的効果的な施策を求める。とくに、子どもや20歳未満の若者、患者や妊婦が利用する施設などにおいては、受動喫煙対策を一層徹底するよう周知・啓発につとめること。

(回答) 健康まちづくり部 保健企画課

受動喫煙防止対策に係る改正健康増進法の施行や大阪府受動喫煙防止条例の施行に伴う、本市における第一種施設、第二種施設への周知啓発については、市政だよりや本市ホームページによるほか、病院への立入検査に係る説明会や、飲食店や理美容店等の担当者向け講習会などの機会をとらえ、受動喫煙対策を一層徹底するべく、周知啓発を図っているところです。

また、市民や事業者から、相談や苦情があった場合は、指導等も含めて、丁寧な対応に取り組んでいるところです。

4. 子ども・子育て施策

(1) 保育の充実について

① 待機児童・保留児童解消について

第2期八尾市子ども、子育て支援事業の計画を速やかに実施、対応するとともに、保育申請に係るICT化をすすめ、利用者への早期結果通知と保育所とのマッチング度を高めること。保育ニーズの高まりが予想されるなか、相談支援の充実を務めること。また、新型コロナウイルス感染症における、保育所、こども園での保育対応や休園処置について、利用者が利用できない事態を回避するよう対応を求める。

(回答) こども未来部 こども政策課、こども施設課、子育て支援課

現在、第2期八尾市子ども・子育て支援事業計画に基づき、小規模保育施設等の整備を進めているところあり、今後も保育枠拡大に向けて整備を図ります。

また、保育利用の申請受付と利用調整に係る「保育システム」については、現在、システム更新に取り組んでいるところであり、引き続き、適切な利用調整により待機児童の解消ができるよう取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症におきましては、施設内の消毒の徹底や職員の検温等により、引き続き感染拡大防止に取り組んでまいります。

② 保育士等の確保と処遇改善、保育の質の向上について

保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員の労働条件、給与水準、職場環境の改善につい

てはもちろんのこと、これまで以上に様々な手法を用いて人員確保、配置を行うこと。保育事業については、公民協働での取り組みを生かし、現場ニーズの把握や支援のあり方を検討し、さらなる保育の質の向上につなげること。

(回答) こども未来部 こども施設課

本市におきましては、保育の質の確保のために労働条件と職場環境の改善等が必要であると認識し、民間の保育事業者においても適正な配置や研修の機会を確保できるよう、人員の加配に対する八尾市私立認定こども園等運営費補助金を設けるとともに、その基準額については給与水準を確保できる額とするなど、改善に向けた取り組みを行っています。

また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を定期的で開催し、情報共有を密に図りながら、保育の質の向上をはじめとする諸課題に連携して取り組んでいるところです。

③地域子ども・子育て支援事業の充実について

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など、ニーズの高い事業の拡充と、在宅育児支援に係る一時預かりが利用しやすいよう、現行の利用方法の見直しと周知を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症における今後の余波において、つどいの広場などのオンライン化や、リモートでの相談事業など利用者と顔の見える支援ができるよう検討すること。

(回答) こども未来部 こども施設課、子育て支援課

病児保育事業につきましては、現在病児保育型を八尾市内2施設、体調不良児対応型につきましては、現在29か所（公立認定こども園・保育所7カ所、私立認定こども園・保育所22園カ所）で看護師を配置し、実施しております。今後も本事業の実施及び利用状況また市内の保育施設の状況等を把握しながら、適切な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

また、延長保育、夜間保育、休日保育などの拡充につきましては、本市のニーズに合わせ、八尾市私立認定こども園等運営費補助金等により支援を行っており、多様化する保育需要の把握に努め、そのニーズに合った取り組みを検討してまいります。一時預かり事業については、現在、私立認定こども園等で実施しており、令和3年度からは公立認定こども園において実施予定です。

なお、八尾市の地域子育て支援拠点（つどいの広場含む）においては、4月の緊急事態宣言時点から丁寧な相談対応や、動画配信の実施等に努めてきたところですが、引き続きこれらの経験を踏まえ、今後の余波においても適切な対応に取り組んでまいります。

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、また適切な保育の場を確保するため、大阪府と認識を合わせ、今後も適正な指導監督を行い、保育の質の確保を努めること。

(回答) 地域福祉部 福祉指導監査課

企業主導型保育施設につきましては、認可外保育施設として設置届等を受けるとともに、「認可外保育施設指導監督の指針」に沿った立入調査を実施しております。今後も適正な指導監督を行い、保育の質の確保に努めてまいります。

(2) 児童発達支援について

2018年に八尾市障害児保育審議会より提言のあった「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方～インクルーシブ（育ちあう）保育の創造～」に記されているように、障がい児の保護者の状況やニーズに対応し、分かりやすく適切な説明や案内、相談・支援のサービスにとりくむこと。

(回答) こども未来部 こども施設課

八尾市障害児保育審議会から、実際の園の教育・保育現場における体制や、保育実践の内容を高めていくための仕組みづくりの方向性について、提言を受けております。保護者に寄り添い、分かりやすく適切で丁寧な説明や案内・相談に努めてまいります。

(3) 子どもの貧困対策について

本市においては「子どもの貧困」解消に向けて、学習面の支援、生活習慣への支援、子どもの居場所、こども食堂などへの様々な支援策が講じられているが、支援が必要なすべての子どもに届くよう、今後とも学校、地域と情報共有・連携を密にした積極的なとりくみを行うこと。コロナ禍において、経済的に苦しい保護者が増えていると思われる。更なる実態把握と対策につとめること。

(回答) こども未来部 こども政策課

現在、八尾市子どもの未来応援推進プランに基づき、「子どもの学習面における支援の充実」、「子どもの生活習慣における支援の充実」、「保護者が安心して生活するための支援体制の充実」、「支援が特に必要な保護者への就労・経済的支援体制の充実」、「子どもと保護者を支援する地域ネットワークの構築」の5つの施策を推進していくため、さまざまな取り組みを実施しておりますが、個々の相談・支援を行う中で、経済状況等についての把握に努めております。

今後も引き続き、全庁的な支援体制のほか、関係機関の連携により、すべての子どもが未来に希望を持ち、円滑な社会生活を営むことができるよう、包括的な支援体制の充実に努めてまいります。

(4) 子どもの虐待防止対策について

2020年4月に施行された「改正児童虐待防止法」の更なる周知と啓発活動を行うこと。

また、数値には表れにくい性的虐待においては、その背景をしっかりと理解し、被害児童への適切な関わりや支援を充実させること。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、保護者の在宅時間も増えており、そこから起因する虐待事案も見られるため、早期発見、未然防止に努めること。また、産後ケア事業は、出産後の鬱や体調の変化での虐待防

止にもつながるので、妊婦検診より広く周知し、出産後の生活の安心につなげること。特定妊婦やひとり親家庭など虐待のリスクが高い保護者、養育者、児童への支援は、あらゆる情報をつないで切れ目のない支援と養育力向上のための指導や相談支援の充実をはかること。

(回答) 健康まちづくり部 健康推進課

産後ケア事業につきましては、妊娠届出時に情報提供を行っており、子育ておうえんBOOK やホームページ等でも周知しております。助産師・保健師による訪問等では、個別に勧奨する等、支援の必要な産婦や乳児に情報を提供しており、今後も引き続き周知に努めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦健康診査や産後ケア事業を実施するとともに、助産師・保健師による妊娠届出時から出産までの相談支援、産後の訪問指導等を行い、必要な子育て支援サービスにつなぐなど、母子保健と子育て支援の連携体制により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めております。

(回答) こども未来部 子育て支援課

本市における児童虐待の未然防止に対する取り組みは、八尾市要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携をとりつつ、児童虐待に関する相談・通告への対応、継続的な保護者と児童への相談支援を実施しており、関係機関の連携を深めることで、支援の充実に努めてまいります。

また、そうした連携を通じて、関係機関への周知と啓発活動を図るとともに、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定めて、重点的に市民向け公開講座などの啓発活動を行っており、通告や児童虐待防止の取り組みの周知を図ってまいります。

(5) 子ども総合支援センターの設置について

子ども総合支援センターの整備については、子どもを取り巻く多様な課題を横断的にワンストップで支援するためにも、専門職の確保と庁内の課が柔軟に関われる組織体制の充実を求める。

(回答) こども未来部 こども政策課

子育てに関する不安や悩みを気軽に相談でき、できる限り一元的に対応できる総合的な相談窓口として、(仮称)八尾市子ども総合支援センターの令和4年度中の開館を予定しております。保健・福祉・子育て・教育その他の関連分野が連携し、総合的かつ切れ目のない支援を行うことができるよう、それぞれの分野から保健師、心理士、保育士、社会福祉士、学校教育経験者などの専門職を集約し配置する予定です。

5. 教育・人権施策・行財政改革

(1) 教育の質的向上に向けた環境整備について

未来を担う子どもたちの教育環境を充実させるために、少人数学級の拡大や加配などによる教職員の確保につとめること。また、図書館教育における図書館司書の配置、GIGA

スクール整備事業にともなう教員の育成支援にあたる人材確保など、子どもたちが効果的な学習ができるよう支援すること。

(回答) 教育総務部 総務人事課

今後もきめ細かな学習指導ができるよう、加配教員等を有効活用し、少人数分割授業を進めてまいります。また、必要な教職員数の確保につきましては、機会をとらまえて大阪府に要望するとともに、市独自の実施についても関係部局と協議し検討を進めてまいります。

(2) 教職員の働き方改革が進むよう実効力のある取り組みを強化すること。

タイムレコーダーの導入などで教職員が勤務時間を意識するしくみを整えるとともに、管理職がマネジメント力を発揮できるよう支援しながら、現場とともに業務を減らす手立てを講じること。また、スクールサポートスタッフなどの様々な人材の拡充を進め、教職員が子どもと向き合う時間を確保すること。

(回答) 教育総務部 総務人事課

教職員の長時間労働の改善は喫緊の課題であると認識しており、財政を伴う措置は困難な状況ではありますが、改善方法を検討してまいります。

(3) いじめや不登校への対応と心のケアについて

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充をはかること。また、不登校やひきこもりの実態と現場のとりくみを把握し、相談機能の充実をはかること。また、2020年度から設置された「いじめから子どもを守る課」について、その役割について明らかにすること。

(回答) いじめから子どもを守る課

「いじめから子どもを守る課」については、18歳未満の全ての子どもをいじめから守るため学校・教育委員会とは別に市長部局に専門職を配置し、子どものいじめに関する相談ができる窓口を増やすことで、いじめの早期発見・早期対応に繋げていく役割を担うとともに、学校・教育委員会との連携体制の構築によるいじめの早期対応、解決及び未然防止に向け、オール八尾市でさらに施策を推進していく役割を担ってまいります。

(回答) 学校教育部 教育センター

スクールソーシャルワーカーについては、今年度は5校に配置するとともに、配置のない学校には経験豊富なスーパーバイザーが巡回しており、支援プランや支援体制、福祉との連携等に関する助言を通じて、児童生徒や保護者の抱える課題の早期発見・早期解決につなげております。今後も配置の成果があげられるよう取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。また、スクールカウンセラーにつきましては、関係機関に働きかけながらその配置拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、不登校等への対応について、各校においては、登校しづらい子どもに対し、家庭との連携はもとより、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

一等の専門家からの助言も受けながら、一人一人の子どもの状況に合わせた支援をチームとして行うとともに、不登校の未然防止に向けて、児童生徒が安心して過ごすことができる学校づくりを進めております。

教育委員会においても、学校との緊密な連携のもと、一人一人の子ども寄り添いながら教育相談を実施しており、子どもたちが主体的に社会的自立・学校復帰に向かうことができるよう、今後も引き続き心理相談員の資質向上等、相談体制の充実に努めてまいります。

(4) 子どもの権利の問題について

「子どもの権利条約」については、学校現場や家庭での認知度がまだまだ低い。日本が同条約を批准して26年になるが、いじめ・不登校・虐待など子どもを取り巻く課題が山積し、子どもの人権が守られているとはいえない状況である。子どもの意見表明権が尊重される場所の確保として、第三者機関の「子どものオンブズパーソン制度」の検討が急がれる。八尾市のまちづくりに関しても子どもの意見が反映される行政施策を求める。

(回答) こども未来部 こども政策課

こどもいきいき未来計画において、子どもの権利を尊重し、すべての子どもの幸せを最優先に考えることとしており、「子どものオンブズパーソン制度」についても、すでに導入している自治体の事例も参考に鋭意検討してまいります。

(回答) 学校教育部 人権教育課

「子どもの権利条約」については、毎年新1年生及びその保護者を対象としてリーフレットを配布し、認知に努めております。併せて、教職員に対しては、初任期からキャリアステージや職責に応じた人権教育に関する研修を実施し、各学校において、すべての教育活動において自他の人権を尊重する教育実践を行うことができるよう支援しております。

子どもの意見が反映される教育行政については、例えば令和2年度の「八尾市いじめから子どもを守る条例」の策定や「八尾市いじめ防止基本方針」の改正など、子どもたちの人権や安心・安全に直結する取組みについては、児童生徒の意見を聴く機会を設けてまいりました。

今後も、「子どもの権利条約」の周知とともに、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上、子どもたちが自分の意見を発言したり、参画する機会づくりに取り組んでまいります。

(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について

①あらゆる差別の撤廃について

部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法が施行されているが、差別解消までには程遠い現状であり、インターネットによる差別発言と差別煽動が後を絶たない。関連法の周知はもちろんのこと、他市の先進事例にならい、実効力のある条例制定に向け検討

を進めること。また就職差別が現存することから、事業者への指導・啓発を強化するとともに、あらゆる差別撤廃にむけた対策を講ずること。

(回答) 人権文化ふれあい部 人権政策課

平成13年4月より「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした取り組みを進めているところであり、特定の人種や民族を社会から排除し、差別を助長するヘイトスピーチは、許される行為ではないと考えております。

近年、部落差別等の悪質な書き込み等が後を絶たないことから本市に関わる差別的な書き込み等の拡散防止につなげるためモニタリング事業を実施しております。

また、人権侵害に関する特設法律相談を実施するなど、支援体制を十分に研究し、今後効果的な具体案を検討するとともに、支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

(回答) 経済環境部 労働支援課

本市では、就職差別撤廃に向けた街頭啓発の実施や、公正採用選考人権啓発研修会の開催など、ハローワーク布施、八尾商工会議所、八尾市企業人権協議会と連携して、周知・啓発の取り組みを進めており、今年度においては、オンラインによる研修等を通じて事業者に対し公正採用選考等に関する啓発を行ったところです。また、無料職業紹介所や八尾市おしごとナビに求人登録している事業所に対して、公正採用選考についての適切な助言や情報提供等も引き続き行ってまいります。

②誹謗中傷・差別禁止の徹底について

コロナウイルスが全国で猛威を振るう中、感染者に対する誹謗中傷・差別が横行している。人権侵害であることは言うまでもなく、感染症を防ぐ観点からも放置できない課題である。八尾市での状況把握と相談窓口の設置、さらには、保健所と連携した効果的な啓発を進めること。

(回答) 人権文化ふれあい部 人権政策課

報道等によると感染された人やその家族、治療にあたっている医療従事者、海外からの帰国者等に対して、誤解や偏見などによる誹謗中傷など不当な差別が行われている現状があり、決して許されるものではないと認識しております。

これまで、人権に配慮した啓発活動として新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不当な差別について「ストップ! コロナ差別」のメッセージを入れたポスターの作成、配布周知や市政だより、ホームページでの人権配慮に関する掲載、またFM ちゃおなど放送媒体を活用した人権啓発も実施しております。

今後も引き続き、多様化・複雑化する課題に対し、人権に配慮した啓発を継続しながら、相談窓口では、よりきめ細かな対応に努めてまいります。

(6) 多様な価値観を認め合える社会の実現

人権問題として多様な価値観を認め合える社会をめざし、LGBT などセクシャル・マイノリティやSOGIに対する理解を深めるために、学校教育と連携しながらとりくみを強化すること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に基づいた八尾市の施策推進や条例制定の検討を進めること。

(回答) 人権文化ふれあい部 人権政策課、学校教育部 人権教育課 (下線部分)

平成13年4月より「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした取り組みを進めているところであり、様々な機会を通じて啓発や相談窓口の周知を行うことにより、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様な性のあり方が尊重される社会の実現をめざしてまいります。

性の多様性を認め合うための取り組みについてであります。LGBTなど性的マイノリティに関する正しい理解を深めていくことが、重要であるとの認識から、市民向けの講演会をはじめ、職員向けの研修会や講習会等を実施しております。また、教育委員会主催の人権教育研修を通じて性的マイノリティに関する正しい理解を深める機会を設けるなど、学校教育と連携した取り組みも行っております。

現在、大阪府や府内自治体においては、すでに性の多様性に関わる条例制定やパートナーシップ宣誓証明制度を導入しているところもあることから、本市におきましても先進事例を参考にしながら、まずは大阪府内のパートナーシップ宣誓証明者を対象に具体的な支援策の検討、実施をしております。

また条例制定や、多目的トイレの設置等の施設整備につきましては、他市状況の情報収集を通じて、今後の対応等を検討し、誰もが利用しやすいよう環境整備を図ってまいりたいと考えております。

(7) 「新やお改革プラン実行計画」について

ごみ収集における運営手法の見直しについては、市民に行き届いたサービスの提供と災害や感染症発生時におけるきめ細かい対応の観点から、現場や市民とていねいな議論を重ねながら進めること。

(回答) 政策企画部 行政改革課、経済環境部 環境事業課

「新やお改革プラン実行計画」に基づく一般ごみ収集業務の運営手法等の見直しについては、本市の一般廃棄物処理責任の下、現場職員の意見も踏まえつつ進めてまいりたい。

なお、今回の見直しに関わらず、本市廃棄物行政全般に対して市民の理解と協力を得られるよう、引き続き努力してまいりたい。

6. 環境・食料・消費者施策

(1) プラスチックごみの問題について

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となり、自治体においても使い捨てプラスチックの削減や資源循環が進むよう効果的なとりくみが求められている。ポリ袋

の有料化がスタートし市民の意識が高まるタイミングをとらえ、「やおプラスチックごみゼロ宣言」にもとづいた具体的な施策をおこなうこと。

(回答) 経済環境部 資源循環課

平成21年10月から「容器包装プラスチック」の分別収集を開始し、平成24年4月には、収集回数を月2回から週1回に拡充しております。平成28年10月には指定袋の見直しを実施しておりますが、開始1年目の容器包装プラスチックの収集量は見直し前と比較して、約30%（約500t）増加しました。実施から4年が経過した現在においても、同程度の収集量を維持しております。

また、今後につきましても令和元年6月28日に行った「やおプラスチックごみゼロ宣言」、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づいた循環型社会やプラスチックごみゼロの実現に向けて、国の動向や方策を踏まえながら、市民、事業者との協働をより一層推進し、啓発に努めてまいります。

(2) 食品ロス削減対策について

「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大するため、府と連携して事業者への働きかけを行うこと。「食べきり」の促進と食品ロスをなくすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めるとともに、市民への啓発を強化すること。

(回答) 経済環境部 資源循環課

本市におきましては、食品ロスの削減に向けて、国が実施している各種食品ロスに関する取り組みを市民に広く発信し、啓発活動に努めております。今後につきましても、大阪府の取り組みを参考にしながら、消費者に対して食品ロス削減に向けた効果的な啓発をできるよう努めてまいります。

(3) 特殊詐欺被害の未然防止対策の強化について

高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害は依然として多発しており、未然防止対策の強化が求められる。「自動通話録音機」の無償貸し出しの数量を増やし、詐欺対策機能の備わった電話機の紹介や購入補助などの対策をおこなうこと。

(回答) 危機管理課

大阪重点犯罪である特殊詐欺については、八尾警察署と連携し防犯教室等を実施しておりますが、引き続き、タイムリーな防犯情報提供を行うとともに、市・地域・事業者・警察がより一層連携し、被害防止に努めてまいります。

(回答) 経済環境部 産業政策課

本市では、昨年9月より特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸し出しの事業を実施しております。

「自動通話録音機」の貸し出し機器の数量増加並びに詐欺対策機能の備わった電話機の紹介や購入補助などにつきましては、国や大阪府等が実施する同種事業の状況を踏ま

えながら、現在実施している貸し出し事業の状況より、検討してまいりたいと考えております。

7. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) キッズゾーンの設置について

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路で「キッズゾーン」の設置を計画的に進めること。また、運転手に注意をよびかけるキャンペーンなどを実施すること。

(回答) こども未来部 こども施設課

キッズゾーンについては、設置の有無に関わらず、これまで市内就学前施設における散歩ルートの危険箇所の把握に取り組み、すでに個別対応を進めております。引き続き、関係機関との情報共有を図りながら、園児の安全確保に取り組んでまいります。

(2) 交通弱者の支援強化について

誰もが買い物ができ、医療・介護・各種行政サービス等を受けられるよう、地域の実態をふまえ移動手段の確立、移動販売や商業施設開設・運営への支援など必要な対策を推進すること。

(回答) 経済環境部 産業政策課

大阪府が公民連携により実施している、府民がより地域に密着した買い物情報の取得が可能となる買物代行アプリの利活用を市内商業団体に案内するなど、有用と考えられる情報提供を行い、個店の販路拡大と市民の利便性向上に取り組んでいます。

また、市内で開業を目指す起業者が、継続的に安定した経営ができるよう創業支援事業（八尾あきんど起業塾）を実施しています。本事業は、八尾商工会議所や金融機関等とも連携し、創業希望者への支援、地域に根ざした創業を促進するもので、今後も市内で創業し、参入しやすい環境づくりを進めることが新たな個店の創出と地域経済の活性化につながるよう取り組んでまいります。

(回答) 都市整備部 都市交通課

市内全域を対象に交通不便地の解消に向けて、道路運送法第9条に基づく「地域公共交通会議」を令和元年7月に設置しました。現在は、竹濑地域における新たな公共交通制度設計の構築を図り、令和3年2月の実証運行に向け取り組みを進めております。

また、他の交通不便地6地域においても、新たな公共交通制度設計に取り組むとともに、市内全域の持続可能な公共交通網のマスタープランとなる八尾市地域公共交通計画を策定中であります。

なお、令和元年9月より、民間事業者による新規バス路線の運行が開始されましたが、引き続き、市内を運行しております路線バス事業者に対しまして、路線の開拓・運行並びに、既存路線の減便・休止・廃止等が行われないよう要望を続けてまいります。

(3) 持続可能な水道事業の実現について

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門人事の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けたとりくみに対する支援を行うこと。

(回答) 水道局 経営総務課

持続可能な水道事業の経営には、各専門分野の人材確保・育成は欠かせないものであり、限られた人的資源で効率的な事業運営を実現していくため、今後も様々な機会を通じて、各種研修の受講や資格取得を促進するなど、職員の育成及び技術継承はもとより、資質の向上に取り組みます。

なお、引き続き、労働環境の改善に向け、労働組合の協力のもと、必要な改善に取り組みます。

(4) 空き家対策について

八尾市の「空き家等対策計画」に基づいた事業を積極的に進めること。空き家対策の「活用・流通」のとりくみの一つである「同居支援補助制度」の周知と今後の検証をおこなうこと。

(回答) 建築部 住宅政策課

本市の空き家対策については、「八尾市空き家等対策計画」に基づいて様々な空き家等に対する取り組みを実施しており、さらに、国の補助事業である「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」に応募し、採択されるなど、積極的に取り組んでいます。また、同居支援補助制度については、本市ホームページや市政だよりに掲載しており、今後、さまざまな機会を活用し周知を図るとともに、適時、検証を行います。

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について

地区住民の自発的な防災活動となる「地区防災計画」策定に向け、市内先進地域の実践と成果を発信することで、各地域にとりくみが広がるよう支援すること。また、市が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や災害時を想定した避難行動、地域住民や事業者と連携した具体的な訓練の支援を行うこと。子どもや若者、外国人、障がい者など多様な住民が防災訓練に参加できるよう、訓練の方法や内容についてさまざまな情報提供や助言・支援を行うこと。さらに、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、分散避難のあり方について具体的に示すこと。

(回答) 危機管理課

自助・共助を促す取り組みとして、各地域における出前講座の他、地区防災計画の作成を機会のあるごとに依頼してまいりました。地域の防災力を更に向上させるため、地区防災計画の策定は必要不可欠と考えておりますので、今後も積極的に取り組んでまいります。また、防災訓練については市主催のものだけではなく、地域で行われる訓練へも様々な形で助言・支援を行ってきましたが、今後、地区防災計画が策定された地域では、計画の検証となる訓練も行われると想定しております。発災時を想定した実践的な訓練

と地区防災計画が、より有効なものとなるように、そしてそれらを含めた様々な取り組みに多様な住民が参加できるよう、感染症対策を含め、状況に応じて必要な情報提供や助言・支援に努めてまいります。

(6) 集中豪雨などの被害防止対策について

予測不可能な風水害が頻繁におこり甚大な被害も発生している。災害の未然防止のため、斜面崩壊・堤防決壊など危険度が高いとみられる地域を中心に日頃の点検や必要な対策を講じること。市が発令する避難情報の内容について、地域の実情や必要に応じた見直しや点検をおこないながら、いっそうの周知・広報を行うこと。その際、だれもがわかりやすく判断しやすい避難情報のあり方を模索すること。さらに、市民に不安を与えないよう、コロナ対策をおこなったうえでの対応を行うこと。

(回答) 危機管理課

避難情報等の伝達手段として、防災行政無線、エリアメール、市ホームページ、コミュニティFM緊急放送、ケーブルテレビ緊急放送及び広報車、生活応援アプリ等あらゆる手段を活用することとしております。また、地域の防災訓練や防災講演などの機会には、地域の実情に応じたハザードについて周知するとともに、適切な避難に関する広報を実施しております。感染症対策も含め、状況に応じて必要な見直しを行い、よりよい方法を模索しながら、今後もより一層の周知・広報を進めてまいります。

(回答) 都市整備部 土木管財課、土木建設課、土木管理事務所、 みどり課、下水道経営企画課

大阪府では、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域および警戒区域が指定されており、本市域における土砂災害の発生しやすい箇所が公表されております。

また、大阪府では危険溪流における土砂ダム、倒木対策などの森林環境保全も行われております。本市といたしましても土砂災害に関する事業促進に積極的に協力しているところです。

なお、土砂災害対策事業につきまして、本市といたしましてはソフト対策として「逃げる」「凌ぐ」施策を重点的に実施することとしており、具体的には「逃げる」施策としての警戒避難体制の構築と住民の避難行動意識の向上や、「凌ぐ」施策である家屋の移転・補強について補助金交付要綱を制定し、運用を開始しているところです。

広域的な計画である「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、公共下水道整備の推進、河川、水路の適正な維持管理や機能保持のための改修工事を実施するとともに、雨水流出抑制施設として小・中学校の校庭貯留施設の整備や民間開発における貯留施設・透水性舗装の整備を実施し、総合的な治水対策に取り組んでおります。

(7) エssenシャルワーカーへの感染防止強化について

社会インフラを支える道路・上下水道・電気・ガス・医療・教育・保育・消防・公共交通・行政サービスなどに従事する方々への支援充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の問題も重要である。感染を拡大させない観点からも、必要な予防措置

がとれるよう財政的な援助を行うこと。

(回答) 政策企画部 政策推進課

大阪府においては、新型コロナウイルス感染症が発生している状況において、心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対し、医療・福祉従事者の方々等へ慰労金を交付する取り組みが実施されたほか、本市独自の取り組みとしましても、新型コロナ禍において、子どもたちの保育を支えていただいている八尾市内の私立認定こども園、保育所(園)、幼稚園で働く方々に、感謝の意味も込め、「やお保育士応援パスポート」を配付するなどの取り組みを行っております。

また、感染拡大対策・予防措置の取り組みとして、市内のバス、タクシー事業者における、保有車両等への消毒経費等に活用する目的での感染拡大防止対策支援策等に取りむなどしてきました。しかし、11月以降、再び新型コロナウイルス感染症感染者の増加傾向が強まっているなか、国においても再度の補正予算編成についての動きも報道されてきており、速やかに本市の実情も踏まえた効果的な対策が実施できるよう検討するとともに、国、府の動向に注視いたします。

八 人 コ 第 号
令和 年 月 日
(2-29)

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
河 内 地 域 協 議 会
議 長 鳥 井 一 雄 様
八 尾 柏 原 地 区 協 議 会
議 長 谷 定 義 様

八尾市長 山本 桂右

2021（令和3）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は、八尾市政に多大のご支援・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。
さて、先日貴団体より提出のありました要望書につきまして、別紙のとおり
回答いたします。

担当：人権文化ふれあい部
コミュニティ政策推進課
地域拠点係 野中
電話：072-924-3818